



平成 29 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 澁澤倉庫株式会社
代 表 者 名 取締役社長 今 井 惠 一
(コード番号 9304 東証第一部)
問 合 せ 先 上級執行役員総務部長
工 藤 慎 二
(電話 03-5646-7221)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 170 期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式の併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単위를 100 株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を 100 株に変更することといたしました（以下「本単元株式数変更」といいます。）。

(2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案が、いずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても個人投資家による投資機会の拡大および中長期的な株価変動を勘案しつつ全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施

いたします（以下「本株式併合」といいます。）。

なお、本単元株式数変更および本株式併合に伴い、当社株式の売買における投資単位（金額）は従来に比べ2分の1の水準になります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上、同年9月29日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	76,088,737株
併合により減少する株式数	60,870,990株
併合後の発行済株式総数	15,217,747株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」および併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

下表の株主構成を前提として、本株式併合を行った場合、5株未満の株式のみを所有されている株主様174名（所有株式数の合計198株）は、株主としての地位を失うことになります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	3,338名（100.0%）	76,088,737株（100.0%）
5株未満	174名（5.2%）	198株（0.0%）
5株以上	3,164名（94.8%）	76,088,539株（100.0%）

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の定めに基づいて一括処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化をはかるため、平成29年10月1日をもって、株式併合の割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	2億4,000万株
変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）	4,800万株

(6) 併合の条件

本総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が、いずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するとともに号数の繰下げを行うものであります(第2条)。
- ②上記「1. (1) 変更の理由」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、株式併合の割合(5分の1)に応じて発行可能株式総数を2億4,000万株から4,800万株に変更するものであります(第6条、第7条)。
- ③上記②の変更につきましては、平成29年10月1日をもって効力が生じるものとする旨の附則を設け、同日経過後はこれを削るものであります(変更案附則第1条)。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) <条文省略> <新 設> <u>(9)～(21)</u> <条文省略>	第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) <現行どおり> <u>(9) ECフルフィルメント業</u> <u>(10)～(22)</u> <現行どおり>
第3条～第5条 <条文省略>	第3条～第5条 <現行どおり>
第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億4,000万株</u> とする。	第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,800万株</u> とする。
第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第8条～第44条 <条文省略>	第8条～第44条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<新 設>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> <u>第 6 条および第 7 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が生じるものと</u> <u>し、同日の経過をもって本附則を削るもの</u> <u>とする。</u></p>

(注) ECフルフィルメント業とは、通信販売やネット通販における、商品の受注から決済に至るまでの業務全般のことをいい、梱包・発送業務や入金管理、在庫管理、物流管理、顧客管理などを含みます。

(3) 変更の条件

本総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案が、いずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成 29 年 5 月 24 日 |
| (2) 第 170 期定時株主総会決議日 | 平成 29 年 6 月 29 日 (予定) |
| (3) 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (4) 株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |
| (5) 定款一部変更の効力発生日 | |
| ①第 2 条 (目的) | 平成 29 年 6 月 29 日 (予定) |
| ②第 6 条 (発行可能株式総数) および第 7 条 (単元株式数) | 平成 29 年 10 月 1 日 (予定) |

※ 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続の関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後においても個人投資家による投資機会の拡大および中長期的な株価変動を勘案しつつ全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載されたご所有株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000 株	5 個	1,000 株	10 個	なし
例②	1,100 株	1 個	220 株	2 個	なし
例③	1,003 株	1 個	200 株	2 個	0.6 株
例④	800 株	なし	160 株	1 個	なし
例⑤	432 株	なし	86 株	なし	0.4 株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

- ・例①に該当する株主様は特段のお手続はありません。
- ・例②、例④、例⑤に発生する単元未満株式（例②は 20 株、例④は 60 株、例⑤は 86 株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」制度がご利用できます。
- ・例③、例⑤、例⑥に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は、平成 29 年 12 月上旬ごろにお送りすることを予定しております。

・効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様（例⑥）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続がなされます。詳しくはお取引のある証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は5倍となります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式全体の資産価値に影響が生じることはありません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日（予定）	第 170 期定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日（予定）	現在の単元株式数（1,000 株）での最終売買日
平成 29 年 9 月 27 日（予定）	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日（予定）	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 29 年 12 月上旬（予定）	端数株式処分代金のお支払

Q 8. 株主は何か手続をしなければならないのですか。

特段のお手続は必要ございません。

【お問合せ先】

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
同 連 絡 先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間：平日 9 時～17 時（土・日・祝日等を除く）

以 上